文部科学省高等教育局大学振興課長 様

全国都道府県教育長協議会 会長中井敬三

「調査書の電子化に向けた考え方(案)」に関する意見について

調査書の電子化に向けた考え方については、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」におけるワーキンググループから示された「調査書の電子化に向けた考え方(案)」(以下「考え方(案)」という。)において、本格実施までに懸念される事項があることから、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 電子化の実施スケジュールについて

電子化の実施に向けては、出来るところからステップを踏んで進めることが現実的であること、また、それを踏まえた導入スケジュール案には、2021年度の本格実施が示されている。その場合、都道府県におけるその後の準備期間を考慮すると、国においては2019年度当初には具体的な運用方式等を明らかにする必要がある。

その上で、各都道府県においては、本格実施に向けた予算の必要額の確保、システムの仕様の検討から開発、また、システム開発から実際に活用することになる教員への周知等について、限られた期間の中で行う必要があり、準備期間として短すぎるとの認識である。今後、各都道府県における統合型校務支援システム等の整備状況によっては、本格実施とされている2021年度に対応が間に合わず、受験者に不利益が生じることが懸念される。

このことから、国においては、「大学入学者選抜改革推進委託事業」(以下「委託事業」)の効果を踏まえ、システム未導入学校への対応策や電子化「移行期」の期間延長等について再検討いただき、電子化に係る導入スケジュール案の見直しを図るとともに、速やかに各都道府県における具体的な対応等について説明会を開催するなど、関係者への丁寧な説明と情報共有をしていただきたい。

2 電子化のセキュリティについて

調査書の電子化に向けては、関係法令や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、教育委員会等がセキュリティポリシーの 見直し等を図るとともに、その指針に沿った適切な対応が求められる。

そのためには、各教育委員会や学校、大学におけるICTインフラやセキュリティ環境等の統一的な規格や水準を国が定め、それに基づき各機関において準備を進めなければ、調査書の電子化の普及が大幅に遅れてしまう可能性がある。

さらに、真正性、完全性及び安全性が確保された電子データの具体的な授受方法等については、今後、「委託事業」における成果等から具体的に示されることが想定されるが、内容次第では、各都道府県におけるセキュリティ対策部署との協議、また、調査書の電子化に必要な環境整備等、実運用までに時間を要する可能性がある。

今後、調査書の電子化をはじめとする大学改革や新学習指導要領実施に向けた教育の情報化の推進を図るため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂がなされる場合は、各都道府県に対し速やかに当該情報を含め、電子データの具体的な授受方法や必要となるセキュリティ条件に関する情報提供を行うとともに、実運用に向けた各都道府県のセキュリティ対策に伴うシステム改修等に係る経費を国の責任において全額負担していただきたい。

また、調査書の電子化に伴う電子データの授受方法に当たっては、学校における働き方改革の観点から、新たに生じる業務が過度な負担とならないように配慮していただくとともに、現行の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における大学出願への対応の抜本的な見直しを図り、効率的な大学出願の仕組となるように慎重に検討をしていただきたい。

3 調査書の記載内容について

調査書の記載については、考え方(案)に記載のとおり、高等学校等の教員によって記載される情報量や内容にばらつきが生じることがないよう、大学において記載内容に求める具体的な内容を示すことが必要である。また、新たな大学入学者選抜に向けて調査書とは別に「活動履歴書」などを大学独自の様式にて提出を求める検討を行っている大学もあるとの情報も得ており、大学側との間で調査書に係る記載内容や記載方法等について共通認識を持つことが必要である。

このことから、国においては、大学と高等学校等が共通認識を図れる合同説明会等を開催するなど、関係者への丁寧な説明と情報共有をしていただき

たい。

また、新たな大学入学者選抜では、生徒の学校生活における学習歴等を調査書に反映することが求められているが、「委託事業」において研究・検証が行われている「JAPAN e-Portfolio」(以下、「Jep」)の成果から、eポートフォリオの標準的な利用方法等を各都道府県に対して速やかに情報提供するとともに、調査書の電子化に伴う「統合型校務支援システム」の導入や、「Jep」等での入力情報とのシステム連携に係る改修費用においても、国の責任において財政的支援を行っていただきたい。

4 電子データの授受について

現状では志願者が高等学校に調査書の発行を依頼し、願書とともに自らの責任で大学に提出している。調査書の電子化にあたって、調査書は高等学校が直接大学に提出することとしているため、調査書の発行依頼から交付、提出までの責任の所在を明確にすることも含め、電子データの授受に係る体制について、生徒の急な志願変更や志願の取りやめにも対応できるよう、高等学校等側の負担も十分に考慮しつつ、慎重に検討をしていただきたい。